1947年2月　社団法人日本海運集会所
　　書式制定委員会制定
1971年7月　改定
1979年5月　改定
1985年6月　改定
1991年10月 改定
2005年12月 改定
2007年12月 改定
2014年12月 改定

救　助　契　約　書

①	救　助　者	
②	被　救　助　財　貨	船舶 船種　　船名 積荷その他の財貨
③	契　約　締　結　日	年　月　日
④	契　約　締　結　地	
⑤	特別補償に関する特約条項を□含む・□含まない 〔いずれか一方を選択する。いずれも選択しない場合は含まないものとみなす。〕	
⑥	「特別補償に関する特約条項」を含む場合、同条項の第５条第２項の料率表は □イ．救助者が公表している特約条項料率表による。 □ロ．本船船主と救助者が合意した下記料率による。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〔いずれか一方を選択する。ロを選択した場合はその内容を記入する。〕	

SAMPLE

上記②欄記載の船舶（以下「本船」という）の船長（又は船長代理者）は、本船、積荷その他の上記②欄記載の被救助財貨（以下「被救助財貨」という）の所有者（以下「被救助者」という）のために、上記①欄記載の救助者（以下「救助者」という）と、本契約書第一部及び第二部（上記⑤欄で「特別補償に関する特約条項」を含むことを選択した場合）の条項に基づき救助契約を締結する。本契約を証するため本書２通を作成し、各自署名の上、互いに１通を保有する。

本船船長（又は船長代理者）　　救助者の代理人

不　許　複　製

第１条【救助作業】

救助者は、被救助財貨を救助し、最寄りの安全な場所又は後刻協定する場所に引き入れ、被救助者に引き渡すため必要な作業を行うにつき最善の努力をする。救助者は、更に、被救助財貨の救助作業を遂行するにあたっては、環境損害（汚染、汚濁、火災、爆発その他類似の大事故によって、沿岸、内水又はその隣接水域における人の健康又は海洋生物若しくは資源に生じる重大な物的損害をいう。）を防止又は軽減するために最善の努力をする。

第２条【他の救助者の援助】

救助者は、状況からみて合理的である場合には、他の救助者の援助を求めることができる。救助者は、更に、被救助財貨の所有者又は本船の船長から受入れについて合理的な要請があったときは、他の救助者の介入を受け入れるものとする。ただし、かかる要請が合理的なものでなかったときは、救助者の報酬金額は影響を受けない。

第３条【被救助者の協力】

被救助者及び船長は、第１条に規定された場所への引き入れ許可の取得や、被救助財貨に関して合理的に必要なすべての情報の提供等を含め、救助作業に関して救助者に全面的に協力する。また、その際には、被救助者は、環境損害を防止又は軽減するために相当の注意を尽くすものとする。被救助者は、第１条に規定された場所に引き入れられた被救助財貨の受取りにつき速やかに同意する。

第４条【救助作業の終了】

救助者が本契約に基づく救助作業を開始した後においても、諸事情を勘案した結果、救助報酬をもたらすための有益な結果が得られる合理的な可能性がなくなった場合には、本船船主又は救助者は契約の他方の当事者に対し、書面による合理的な期間の予告をもって、作業を終了することができる。

SAMPLE

第５条【本契約書日付以前の救助作業】

救助者が本契約書の日付以前に、被救助財貨に対し救助に着手していた場合には、その作業は本契約に基づくものとしてその作業に対して本契約の条項を遡及して適用する。

第６条【船体等の使用処分】

救助者又はその使用する者は、救助作業上必要な範囲内で、予め本船船長の同意を得て、無償でかつ原状回復義務を負うことなく、船体、機関、属具、備品及び積荷を使用し、その一部を取り外し、切り取り、加工し、又は投棄することができ、これによって当然生じる船体、機関、属具、備品及び積荷の全部又は一部の滅失毀損等の損害について賠償の責めを負わない。ただし、緊急にしてかつ已むを得ない事由があるときは、必要な範囲内で、救助者は、自己の判断により上記の処置をとることができる。

第７条【作業状況の報告】

救助者は、救助期間中毎日本船の状態及び作業の状況を本船船長及び本船船主に報告する。

第８条【救助報酬】

１．被救助財貨の全部又は一部の救助に成功したときは、救助者は、救助報酬を被救助者に請求することができる。

２．救助報酬の金額は、救助に要した費用を基準とし、これに財貨の被救助価額のほか、被救助財貨が直面していた危険の内容及び度合い、救助作業の難易度・危険度、救助作業実施上の救助者の技能、救助者によって達成された成功の度合い、救助作業の迅速性、救助者の救助設備の準備態勢・有効性及びその価額、並びに環境損害を防止又は軽減するための救助者の技能及び努力を総合勘案して決定する。ただし、救助報酬金額は、それに加えて支払うべき利息及び争訟費用（斡旋及び仲裁費用を含む。以下同様とする。）を除いて、当該救助の完了した時点における財貨の被救助価額の合計額を限度とする。

不　許　複　製

３．被救助者は、それぞれの財貨の被救助価額の割合に応じて独立して救助報酬を分担する。

第９条【特別補償】

１．第８条第１項及び第２項の規定にかかわらず、救助者が、本船それ自体又はその積荷が環境損害を発生させるおそれのある船舶に関して救助作業を行い、かつ、第８条に基づいては、本条に従って算出される特別補償と少なくとも同額の報酬を得ることができない場合には、救助者は、本条に定める自己に生じた費用に等しい特別補償を本船船主に請求することができる。

２．救助者が、本条第１項に規定する状況において、救助作業によって環境損害を防止又は軽減した場合には、救助者は、自己に生じた費用に、原則としてその費用の30パーセントを超えない額を加えた額の範囲内で本船船主に特別補償を請求することができる。ただし、第８条第２項に定める基準を勘案した結果そうすることが公平かつ妥当である場合には、例外的に、自己に生じた費用にその100パーセントを超えない額を加えた額を請求することができる。

３．本条第１項及び第２項の「自己に生じた費用」とは、救助作業中に救助者に合理的に生じた出費並びに救助作業中に実際に、かつ、合理的に使用された設備及び人員に関する適正料金をいう。

４．本条の下での特別補償は、その総額が第８条の下で救助者が取得できる報酬金額を超える場合に限り、かつ、超えた限度において支払う。

５．救助者に過失があり、そのために環境損害を防止又は軽減することができなかった場合には、本条の下で救助者に支払うべき金額は、その全部又は一部を減額することができる。

６．本条のいかなる規定も、本船船主の償還請求権に影響を及ぼすものではない。

第10条【特別補償及び特約条項の効果】

救助者の作業は「不成功無報酬」の原則に基づく救助作業として行われたものとし、救助者が受け取ることができる救助報酬は、「不成功無報酬」の例外規定である特別補償又は特約条項に基づく報酬が救助者に支払われることを理由として減額されることはない。

SAMPLE

第11条【担保】

１．被救助者は、救助作業が完了したときは、救助者の要求により救助報酬（利息及び争訟費用を含む）支払の保証として、相当の担保を提供しなければならない。担保が提供されないときは、救助者は被救助財貨を留置することができる。また、救助作業完了日から21日以内に担保が提供されなかった場合は、救助者は担保未提供の財貨を先取特権に基づいて差し押えることができる。本船船主は、積荷の引渡し前における荷主による担保の提供を確実にするために、最善の努力をする。

２．被救助者は、それぞれの財貨の被救助価額の割合に応じて独立して担保を提供する。救助費の担保は共同海損保証状とは関係なく救助者に差し出される。

３．第９条の規定が適用される見込みが生じたときは、本船船主は、救助者の要求により同条に基づく特別補償の支払の保証として、救助者に対して相当の担保を提供しなければならない。

４．本条第１項又は第３項に基づき救助者の要求した担保金額が過大であったときは、救助者は、担保の提供に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

５．本条第１項及び第３項の担保とは、銀行、保険会社、Ｐ＆Ｉクラブ及び保証会社の保証状、現金その他これに準ずるもので救助者が承認するものをいう。
担保が銀行、保険会社、Ｐ＆Ｉクラブ又は保証会社の保証状であるときは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、その保証状による保証金額は日本国通貨をもって表示するものとする。担保が現金又はこれに準ずるものであるときは、日本国通貨又は日本国通貨をもって表示されるものに限る。

６．前項の担保の寄託先は、別段の合意がある場合を除き、一般社団法人日本海運集会所（以下「海運集会所」という）とする。海運集会所は、寄託された担保を救助報酬金額又は特別補償金額が和解、斡旋又は仲裁を含め最終的に確定し、その支払がなされる時まで保管する。担保の保管のために費用を要したときは、その費用は担保寄託者の負担とする。寄託中の担保には利息を付さない。ただし、現金担保について利息が生じたときは、その利息は担保寄託者が取得する。

不 許 複 製

７．海運集会所は、寄託された担保が最終的に確定した救助報酬金額又は特別補償金額に不足してもその責めを負わない。また担保として寄託されたものが有価証券の場合、その証券の価値の変動について、海運集会所はその責めを負わない。

第12条【救助報酬等の支払】

第８条の救助報酬金額又は第９条の特別補償金額について和解、斡旋又は仲裁を含め最終的に確定したときは、被救助者は、自己の支払金額が確定した日から28日以内に、第11条の担保と引換えにその金額及び第15条に規定する利息を救助者に支払う。救助報酬金額が確定した日から56日を経過しても支払がなされない場合は、救助者は担保である現金を支払に充当し、若しくは保証状に基づく権利を行使し、又は留置する財貨を換価することができる。

第13条【斡旋】

１．救助報酬金額、特別補償金額その他本契約に関する争いについて作業完了日又は終了日から90日以内に当事者間で協議が整わないときは、第14条第１項に従い直接に仲裁判断を求める場合を除き、当事者は、海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下「斡旋委員会」という）に斡旋を求めるものとする。ただし当事者が合意したときは、期間を変更することができる。

２．斡旋手続については、海運集会所の海難救助報酬斡旋手続規則による。

３．斡旋委員会が前項に掲げる規則に定めるところにより当事者に協議の継続を命じたときは、当事者は、その指示に従い協議を整えるよう努力しなければならない。

４．本条第１項の協議期間中及び斡旋手続続行中は、いずれの当事者も競売申立、仲裁の申立等の手続をすることができない。ただし、債権保全手続についてはこの限りではない。

SAMPLE

第14条【仲裁】

１．第13条に定める斡旋が不調に終わったとき、又はいずれかの当事者が斡旋手続を経ずに争いを仲裁で解決することを海運集会所に申し出たときは、当事者は、海運集会所海事仲裁委員会に仲裁を付託し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

２．仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、本条に定めのある場合を除き、仲裁申立時の海運集会所の仲裁規則による。

３．仲裁規則第5条及び第9条の規定に拘らず、申立書、代表者の資格を証明する書面及び代理権を授与した旨の書面の提出についても、電子郵便（Eメール）、ファクシミリ等によることができる。

４．当事者が三者以上である場合、仲裁手続を円滑に進めるため、海運集会所は、外国にある当事者に対し、本邦在住の代理人を選任することを求めることができる。この場合、海運集会所は、選任された代理人に対し仲裁手続に関する連絡をすれば足りる。

第15条【利息】

第８条の救助報酬金額及び第９条の特別補償金額には、救助作業を完了又は終了したのち３ヶ月を経過した日からその支払日（内払いがある場合は各内払いについてその内払い日）までの期間について利息を付するものとする。利率は、別途の合意がある場合を除き、年６パーセントとする。

第16条【通貨換算率の変動】

第８条の救助報酬金額及び第９条の特別補償金額を決定するにあたっては、救助作業を完了又は終了した日とその決定日までの間の関係通貨の為替換算率の変動結果を斟酌する。

第17条【斡旋又は仲裁における通貨】

救助報酬金額又は特別補償金額の決定を第13条に規定する斡旋又は第14条に規定する仲裁に付託したときは、斡旋又は仲裁による金額は、当事者間において別途の合意がある場合を除き、日本国通貨によって表示されるものとする。

不 許 複 製

第18条【代理署名】
被救助者のために本契約書に署名する本船船長又はその代理者は、被救助者の各々を代理して本契約を締結したものとする。

第19条【準拠法】
本契約は、日本法に準拠する。

SAMPLE

不 許 複 製

特別補償に関する特約条項

第１条【総則】

本「特別補償に関する特約条項」（以下「特約条項」という）は海運集会所制定救助契約書第一部（以下「主契約」という）を補足するものである。特約条項が主契約のいずれかの条項と抵触する場合には、特約条項が発効したときは、特約条項が優先する。本特約条項第４条の場合を除き、報酬金額の決定は主契約第９条の特別補償の算定方法に代え､本特約条項に規定する算定方法で行われる｡主契約が特約条項を含む場合は、本特約条項第４条の場合を除き、主契約第９条に基づく特別補償の請求は行われない。

第２条【特約条項の発効】

主契約が特約条項を含む場合、救助者は、環境損害が発生するおそれの有無等状況の如何にかかわらず、その裁量により、本船船主に対し書面で通知を発することによって、特約条項を発効させることができる。特約条項に基づく報酬金額の算定はその通知の時点から開始する。通知前に実施された作業に対する報酬は主契約第８条に基づき支払われる。

第３条【特約条項報酬に対する担保】

１．本船船主は、救助者から書面により特約条項発効の通知を受領後、土曜日、日曜日その他休日を除く２営業日内に救助者に対し特約条項報酬に対する担保を提供する。担保の金額は利息及び争訟費用を含め３億円とし、銀行、保険会社、Ｐ＆Ｉクラブ及び保証会社の保証状、現金その他これに準ずるもので救助者が承認するもの（以下「主担保」という）とする。

２．上記の主担保が提供された後、本船船主又は救助者は、その金額に著しく過不足が生じると合理的に判断した場合には、相手方に対し担保金額の増額又は減額を要請することができる。

３．担保の提供者又は担保の種類、金額の増減額などについて合意に至らないときは、斡旋委員会に判断を委ねる。

SAMPLE

第４条【特約条項の撤回】

前条に規定する２営業日内に本船船主が主担保を提供しない場合には、救助者は、自己の裁量により、本船船主に通知を発することにより特約条項を撤回し、特約条項が最初から含まれていなかったものとして、主契約第９条を含むすべての規定に基づく権利を回復し、かつ、行使することができる。ただし、この撤回の権利を行使できるのは、本船船主に撤回の通知を行う時点で未だ主担保又はそれに相当する満足な担保を本船船主から受領していない場合に限る。

第５条【特約条項報酬】

１．特約条項報酬とは、人件費、曳船その他の作業船及び救助要具の使用料並びに現金支出及びボーナスの合計とする。

２．人件費、曳船その他の作業船及び救助要具に関する使用料は、作業に要した時間を基礎として、主契約で合意された料率表（以下「料率表」という）に従い算定される。

３．現金支出とは救助者が合理的に第三者に支払った出費のことをいい、人件費、曳船その他の作業船及び救助要具の賃借料並びに合理的な範囲で作業に要したその他の出費を含む。救助者に提供された人員、曳船その他の作業船及び救助要具の費用は、実際の出費額にかかわらず料率表に従い算定する。ただし、現場特別代理人（現場特別代理人が任命されていないときは斡旋委員会）がより高額の出費が合理的に必要であると認めるときは、実際の出費額を算定の基礎とすることができる。

４．救助者に支払われる特約条項報酬には本条第２項及び第３項により算定された使用料と現金支出に 25 パーセントのボーナスを加算する。ただし、同第３項但書により認められた出費額が同項本文により料率表に従い算定された額を超える場合には､前者に 10 パーセントを加算した金額と後者に 25 パーセントを

不 許 複 製

加算した金額のいずれか高い金額を上記の現金支出に対応する救助者に支払う特約条項報酬とする。

5．特約条項報酬につき円貨への換算を要する場合には、救助完了日又は終了日における東京外国為替市場の換算率を使用する。

第６条【救助報酬】

1．救助者が特約条項を発効させても、主契約に基づく救助作業の報酬金額は主契約第８条に従い決定される。本特約条項第５条に従い算定される特約条項報酬は本船船主が支払うものとし、その支払いの範囲は、被救助者が負担すべき主契約第８条に従う救助報酬の総額（又は見込み額）を超過した金額を限度とする。この場合の救助報酬金額は通貨調整を行う前の金額で、利息を付加する前の金額とし、たとえその救助報酬金額の全部又は一部が回収されない場合でも同様とする。

2．主契約の救助報酬金額の表示通貨と特約条項報酬金額の表示通貨とが異なる場合には、本条第１項の超過額の算定のためには、両報酬金額は主契約の作業完了日又は終了日における東京外国為替市場の為替換算率を用いて同一通貨に換算した上で比較算定する。

3．特約条項報酬が「不成功・無報酬」の原則の例外をなすものであることを理由に主契約第８条に従う救助報酬金額が減額されることはない。

第７条【減額】

本特約条項第２条に基づき特約条項が発効された場合において、主契約第８条に基づく救助報酬金額（のちに当事者が合意した救助報酬金額を含む）が特約条項報酬の算定額を上回るときは、特約条項が発効された実際の日付にかかわらず、作業の開始日に特約条項が発効させられていたものと仮定して算定された特約条項報酬金額と救助報酬金額との差額の 25 パーセントがその救助報酬金額から減額される。

SAMPLE

第８条【特約条項報酬の支払い】

1．特約条項報酬の支払い期日は次のとおりとする。

①主契約第８条に基づく救助報酬が得られる見込みがない場合には、特約条項報酬のなかで異議なく容認された金額については、本船船主は、その金額にかかる請求がなされた日より１ヶ月以内に支払うものとする。

②救助報酬と特約条項報酬の両方が請求された場合には、本船船主は、１ヶ月以内に、船舶及び貨物から受領する救助報酬の担保合計金額との比較において、それを上回る特約条項報酬の超過額の 75 パーセントを支払うものとする。特約条項報酬の残額のうち異議なく容認された金額については、主契約第８条に基づき決定された救助報酬金額の支払い期日までに支払うものとする。

③本項①及び②において、現場特別代理人がサルベージマスターの作業日報に関し異議を申し立てた事項については、当該争いが解決するまでは、現場特別代理人が妥当と判断した要具、人員又は作業方法に対して本特約条項第５条第２項の料率表に基づき算出した金額が特約条項報酬の内払いとして支払われる。

④特約条項報酬金額には、作業完了日又は終了日より支払い日までの間、米国プライムレートに１パーセントを加算した利率による利息を付する。

2．特約条項報酬の最終確定額が内払い金額に達しなかった場合の過払い金の返還に関し、救助者は本船船主が満足する形式の保証を差し出すことに同意する。

第９条【終了】

1．救助者が既に実施した作業と、主契約に基づく財貨の救助義務を完遂するために更に必要な作業に要する費用（ボーナスは付加せず、料率表のみを用いて計算。ただし、第５条第５項は有効）の合計額が次の各号の合計額を上回る見込みがある場合には、救助者は、本船船主に書面で通知すると共に、現場特別代理人及びその他の特別代理人（選任されていた場合）にもその写しを以て通知することにより、本特約条項及び主契約に基づく作業を終了することができる。

不 許 複 製

①救助可能な財貨の価額及び
②救助者が特約条項報酬として受領可能なすべての金額

２．本船船主は、本特約条項第２条に基づく特約条項が発効したのち、何時でも、救助者に対して少なくとも５日以上前に終了の予告をして、特約条項報酬の支払い義務を終了することができる。この場合の特約条項報酬は、撤収までの期間（合理的な理由で５日の終了予告期間を超過した場合の超過期間を含む）について、本特約条項第５条に基づき算定する。

３．前各号に基づく終了は、国、地方自治体若しくは港湾当局又は作業地域を管轄しているその他の公的機関により救助者の資機材の撤収が妨げられない場合に限る。

第 10 条【救助者の義務】

救助者は主契約の場合と同様、本船及び本船上の財貨の救助並びに環境損害の防止又は軽減につき最善の努力を尽くす義務と責任を負う。

第 11 条【現場特別代理人】

１．本特約条項第２条に基づき特約条項が発効した場合、本船船主は、本特約条項の付録の「現場特別代理人に関する規定」（以下「規定」という）に従い、現場特別代理人を選任して、救助作業に立ち会わせることができる。

２．現場特別代理人は、本特約条項の下で、すべての被救助財産の所有者、保険者その他の関係者のために次の任務を遂行する。

①救助現場において、救助者から救助作業について報告を受け、救助作業及び救助のために必要な人員、船舶、救助要具等について、救助者に対して助言を与えること（規定第４条第２項）。

②救助作業中の作業日報の内容に関して判断し、さらに、救助作業終了後、特約条項最終報告書を作成すること（規定第４条第４項及び第５項）。

SAMPLE

第 12 条【保険者等の特別代理人】

特約条項発効の後は、船舶保険者（複数の場合は幹事会社が代表）及び貨物の所有者又はその保険者を代表する者（1 社に限る）は、本特約条項の付録の「保険者等の特別代理人の規定」に従い、各々自己の費用で、本船に立ち会わせるため保険者等の特別代理人を選任することができる。かかる特別代理人は法律実務家ではなく技術者とする。

第 13 条【汚染防止】

特約条項報酬金額の算定には、汚染損害防止措置及び、救助作業を適切に実施するために必要な範囲で行う本船に直接隣接する汚染物質の除去作業の費用も含まれる。

第 14 条【共同海損】

特約条項報酬金額が主契約第８条の救助報酬金額を上回った場合の超過額は、共同海損費用とならず、本船船主が単独で支払い義務を負う。本船船主は、船舶保険金請求、共同海損分担請求その他の理由により、船舶保険者又は他の被救助財産関係者に対し、この超過額を請求することはできない。

第 15 条【斡旋】

本特約条項又はその作業に起因する紛争は、主契約におけると同様に、斡旋に付託するものとする。

付録

１．現場特別代理人に関する規定
２．保険者等の特別代理人に関する規定

不 許 複 製

付録

１　現場特別代理人に関する規定

第１条【特約条項に関する実務運営】

特約条項に関する実務運営は、海難救助報酬斡旋委員会が行う。
海難救助報酬斡旋委員会は、現場特別代理人の候補者名簿の作成、現場特別代理人のためのガイドラインの改訂等の諸事項を協議決定する。

第２条【現場特別代理人の名簿】

現場特別代理人の候補者名簿は、海運集会所に備え置く。

第３条【現場特別代理人の選任】

特約条項が発効した場合には、本船船主が第１条の名簿の中から現場特別代理人を選任する。

第４条【現場特別代理人の任務】

１．現場特別代理人は、特約条項の下で、全ての被救助財産にかかる所有者、保険者その他の関係者のために任務を遂行する。
２．現場特別代理人は、救助作業に立ち会い、サルベージマスター等から救助作業についての報告を受け、必要に応じサルベージマスターと相談し、サルベージマスターに対して、救助作業及び救助のために必要な人員、船舶、救助要具等について、助言を与える。
３．救助作業の指揮権はサルベージマスターにあり、現場特別代理人は作業についてサルベージマスターに助言することができるが、作業そのものを指揮することはできない。
４．現場特別代理人は、サルベージマスターから作業日報（救助計画、遭難船の状況、作業の進捗状況、使用人員・資機材等を含む）の提出を受け、その内容を検討し、必要に応じ、サルベージマスターと相談し、サルベージマスターに助言を与え、その内容に承認か不承認の旨を日報に付し、署名を行い、その写を、本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ、船舶保険者及び海運集会所に送付する。海運集会所は、連絡のあった貨物保険者に送付する。現場特別代理人は、異議があり、承認できない場合には、その理由を書面でサルベージマスターに提出すると共に、その写を、本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ、船舶保険者及び海運集会所に送付する。海運集会所は、連絡のあった貨物保険者にこれを送付する。
　現場特別代理人が選任されていない場合や現場に到着していない場合には、サルベージマスターは作業日報を、直接、本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ、船舶保険者及び海運集会所にこれを送付する。海運集会所は、連絡のあった貨物保険者にこれを送付する。
５．現場特別代理人は、救助作業終了後、出来る限り速やかに、特約条項最終報告書（自ら知り得た限りの遭難船と救助作業に関する事実と状況、作業に要した人員、船舶、資機材、並びに妥当と思われる特約条項報酬の算定額を含む）を作成して、本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ、船舶保険者及び海運集会所に提出する。海運集会所は、連絡のあった貨物保険者にこれを送付する。

第５条【現場特別代理人の交代】

本船船主は、現場特別代理人が希望する場合、又は本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ及び船舶保険者の全てが同意する場合には、現場特別代理人を交代させることができる。この場合、現場特別代理人の前任者は、後任者に対し、救助作業に関する記録やデータ等を引き渡し、十分な引継ぎを行うと共に、後任者が特約条項最終報告書を作成する等にあたり十分協力するものとする。

第６条【現場特別代理人の一時退場】

現場特別代理人は、本船船主、Ｐ＆Ｉクラブ及び船舶保険者の全てが同意する場合には、現場を離れること

SAMPLE

不　許　複　製

ができる。この場合、現場特別代理人の報酬を減額することができる。

第７条【現場特別代理人の選任に関する特例】

本船船主は、特定の救助作業において、Ｐ＆Ｉクラブ及び船舶保険者のすべてが同意すれば、現場特別代理人の候補者名簿に登録されていない者も現場特別代理人として選任することができる。

第８条【現場特別代理人の報酬・費用】

現場特別代理人の報酬を含む費用については船主が第一義的に支払いの義務を有する。斡旋人は、自らの裁量で、この費用の分担に関し救助報酬の斡旋案に含めることができる。

２　保険者等の特別代理人に関する規定

第１条【保険者等の特別代理人への協力】

特約条項第 12 条に規定する保険者等の特別代理人が派遣された場合には、サルベージマスター、本船船主、現場特別代理人は、その者が救助作業に立ち会い、救助作業に関連する本船の書類を閲覧し、また作業の事実に関する必要な情報を得ることができるように協力する。保険者等の特別代理人は、現場特別代理人、若しくは、現場特別代理人が選任されていなければサルベージマスターから作業日報を受領することが出来る。

第２条【その他の者の派遣】

船舶又は貨物の利害関係者は、保険者等の特別代理人以外にもサーベイヤーや専門家を本船に派遣することができる。既に現場特別代理人や保険者等の特別代理人が選任されている場合、合理的に考え、そのようなサーベイヤーや専門家が本船に乗船することが救助作業の支障となると認められるときは、救助者はそれらを制限することができる。

SAMPLE

不　許　複　製